

PRESS RELEASE

2018. 8. 23

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県警察本部との連携による静岡県内信用金庫のキャッシュカード 振り込み機能の一部利用制限（対象年齢の引き下げ）について

～～振り込め詐欺防止対策～～

（一社）静岡県信用金庫協会の傘下の信用金庫（県内の12信用金庫）は、多発する振り込め詐欺の被害を防止するため、年齢70歳以上の一部のお客さまにキャッシュカード振込機能の一部利用制限を昨年から実施しています。

こうした中、静岡県警察本部より、本年に入って60歳台のお客様の詐欺被害が急増していることに鑑み、対象年齢引き下げの協力について要請をいただきました。

協議の結果、対象年齢を「70歳から65歳に引き下げる」こととし、県内12信用金庫一斉に平成30年9月20日（木）から更なる振り込め詐欺の防止策として実施させていただくことになりました。

詳細は下記のとおりです。

記

次のお客様はATMのキャッシュカードによる振り込みを制限（振込限度額を「0円」）し、振込ができなくなります。

（1）対象となるお客さま

平成30年8月末日現在において、各信用金庫のキャッシュカードをお持ちで

①年齢65歳以上、かつ

②各信用金庫及び他行庫（他金融機関を含む）のATMで直近3年間、該当口座のキャッシュカードを利用して振り込みをしていないお客さま

（2）対応開始時期

平成30年9月20日（木）より

（3）上記のお客さまがキャッシュカードによる振り込みを希望される場合

平日の営業時間内に各金庫の窓口へお申し出いただき、本人確認のうえ振込みを可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおり可能です。

新たに対象となるお客様におかれましては、大変ご不便をおかけしますが、お客様の大切な預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、ご理解をお願い申し上げます。

今後も静岡県の信用金庫は地域の金融機関として警察や自治体に積極的に協力し、県内の409店舗のネットワークを生かした社会貢献を果たして行く所存です。

★静岡県警察本部生活安全参事官兼生活安全企画課長コメント

静岡県内の特殊詐欺被害件数は3年連続増加し、今年も増加傾向に歯止めがかかりません。

県警察では被害に遭われる方を1人でも少なくするために、静岡県信用金庫協会に対しましてキャッシュカード振込機能の対象年齢引下げについて協力を要請いたしました。

特に還付金等詐欺の被害者のほとんどが、普段キャッシュカードにより振込手続きをなされたことのない方々です。

万一、還付金等詐欺に騙されATMに誘導されたとしても、実質的に振込ができないことは被害防止に大変効果的です。

県内12信用金庫におかれまして、お客様の大切な財産を悪質な詐欺被害から守るために更なる取組を開始されることに対しまして敬意と感謝を申し上げます。

静岡県警察本部生活安全部
参事官兼生活安全企画課長

[お問い合わせ先]

(一社)静岡県信用金庫協会 : 054-255-5530

静岡県警察本部生活安全企画課 : 054-271-0110
内線711-3030